

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

(一) 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」の規定による指定の申出があつた特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人として指定する。

(二) 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について、指定を取り消す。

二 内容

- (一) 指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）
特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉（さいたま市）
- (二) 指定を取り消す特定非営利活動法人の名称（所在地）
特定非営利活動法人きらりびとみやしる（宮代町）

三 施行期日

公布の日